

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十七年三月十六日第百六十九号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年七月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

取消 番号	第一号
指定の取消しに 係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消しの 年 月 日	平成二十八年六月 二十四日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目十五番三、十五番六
指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)	二十八・一〇
指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇